令和5年第5回玉名市農業委員会総会議事録

令和5年5月8日(月)午後2時 玉名市役所 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 下川 安 2番 髙田 優子 3番 村上 孝夫 4番 岡田 正治 坂本 正敏 6番 土田 健一 7番 末雄 8番 5番 田端 本田多美子 哲志 9番 岡村 栄一 10番 澤村 11番 木村 昌治 12番 西本賢二郎 髙島 尚 中島 浩輔 德井 勝美 境 浩之 16番 13番 14番 15番 18番 田上 靖晃 19番 丸山 和則

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

17番 中山 一久

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推3 推2 推 1 水本 信之 梅田 政次郎 田中 正通 推4 小山 包昭 推7 船津 和利 推8 上田 龍介 推9 平野 雅久 推10 嶋田 裕一 柴尾 覚 義一 推11 推12 髙本 昌揮 推13 宮永 推15 大家 泉 推16 園田 勝義 眞一 推19 坂門 聡一 推17 永田

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推 5 安田 謙二 推 6 縄田 伊知郎 推 14 東 直幸 推 18 後藤 雄一

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 二階堂正一郎 次長 西山 美和 係長 園木 俊範 参事 磯野 真悟 主任 大原 三和 主任 酒井 史浩 会計年度任用職員 小山久美子

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

1名

議題

- 第 18 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第 19 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第20号農地法第5条の規定による許可申請について
- 第 21 号 農用地利用集積計画の決定について

報告

- 第 13 号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について(18条)
- 第 14 号 許可不要転用届について

1. 開 会

○事務局長(二階堂正一郎君) 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので始めたい と思います。

本日は農業委員総数19名のうち中山委員から欠席の届けがあっており、18名 の御出席でございます。

また、最適化推進委員総数19名のうち、安田委員、縄田委員、東委員、後藤委員の4名の方々から欠席の届けがあっており、16名の御出席であります。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから、令和5年第5回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

2. 会長挨拶

- ○事務局長(二階堂正一郎君) まず下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、 会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。
- **〇会長(下川 安君)** それでは、皆さん、こんにちは。農業委員会総会ということで お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

まずはコロナなんですけれども、きょうから感染症の位置づけが変更されたということで、季節型のインフルエンザと同等ということになりました。位置づけは変わりましたけれども、コロナウイルスの発生等が変わるわけではありませんので、引き続き気をつけていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それからまた、昨日まで雨が降りまして、ちょっと長く続きました。皆さんのところはどうですか。私のところも麦がですね、大分倒れておりまして、大丈夫かなと心配しております。農家にとってはこれから種蒔きとか麦刈りとか、そういう忙しい時期に入ってきますけれども、気象の予報を見ると、5月になるとまた気温がかなり高くなると、皆さんも感染対策とか熱中症等に気をつけて、農作業のほうをしていただきたいと思います。

きょうは3条申請が6件、4条が1件、5条申請6件、それから集積計画、報告 事項と審議がございます。慎重なる御審議をお願いしまして、議案に入りたいと思 います。

よろしくお願いいたします。

3. 議事録署名委員指名

○議長(下川 安君) それでは議事に入りたいと思います。

本日の議事録署名は、委員番号8番の本田多美子委員、それから11番の木村昌 治委員にお願いいたします。 なお、発言の際は、委員番号、氏名を述べた上で発言をされますようよろしくお 願いいたします。

併せて、採決の際は、議決権のある農業委員のみでの挙手をお願いいたします。

4. 議事

○議長(下川 安君) それでは、はじめに、議第18号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は6件です。

このうち受付番号6番につきましては、玉名市農業委員会会議規則第12条の規定に、議事参与の規定に髙島委員が該当いたしますため、受付番号6番を除いて1番から5番まで先に採決をいたしまして、6番の審議の前に髙島委員の退室を求めます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(二階堂正一郎君) 議案書1ページをお願いいたします。

議第18号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の 規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するも のとする。令和5年5月8日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、築地の申請人で、築地の田529㎡を労力不足と経営拡張のため売買する ものです。

2番、愛媛県新居浜市の申請人3名と滑石の申請人で、滑石の田963㎡を耕作 不能と経営拡張のため売買するものです。

3番、大浜町の申請人で、大浜町の田1,743㎡を相手方の要望と経営拡張の ため売買するものです。

4番、横田の申請人で、伊倉北方の畑15㎡外23筆、計36,753㎡を子から父へ一括贈与するものです。

3ページをお願いいたします。

5番、岱明町の申請人で、岱明町の田426㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。報告第13号の5番と関連しております。

以上5件、合計40,414㎡につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止規 定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技 術、地域との関係も問題ないこと、許可要件の全てを満たしているものと判断し、 御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(下川 安君) 事務局の説明が終わりましたので、受付番号6番を除きまして、 1番から5番まで委員の説明をお願いいたします。 それでは1番のほうをお願いいたします。

- ○3番(村上孝夫君) 農業委員3番、村上です。1番の案件について説明します。 譲渡人は労力不足、譲受人は規模拡大、田529㎡、現地を調査したところ何ら 問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願いします。
- ○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。 続きまして、2番をお願いいたします。
- ○4番(岡田正治君) 4番農業委員、岡田です。

こちらの土地はですね、共和の堤防200mぐらい手前にありまして、譲受人がですね、規模拡大ということで963m²売買して取得されております。今現在ある方がですね、隣の田んぼと一枚ものにして耕作している状態で、売買されたから畦が立っていなかったか、畝が立っていなかったから、境を確定して畝を立てて今、耕作している人が返却されるそうです。

特に何も問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

- ○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。 続きまして、3番をお願いいたします。
- ○5番(坂本正敏君) 農業委員5番、坂本です。3番の案件について御説明します。 譲受人が規模拡大のため、譲渡人と話をしまして売買が成立しております。田は 1,743㎡、この譲受人はですね、1カ月ほど前に私に農地の相場を教えてくれ という電話がありまして、総会資料を4、5冊見て、その中の農地売買と、あと近 くの農地の売買であった相場という金額を教えましたが、相場のですね、倍近くの 値段でなっておりましたので、後日父親に会って話をしたところが、相手方はやっ ぱりその値段じゃないと売らないということだったので、仕方なくこの値段になっ たそうです。なお、両サイドに自分のハウスがあったので、どうしても手に入れた い農地だったのでこの値段になっただろうと思います。

現地調査の結果、何も問題なく、御審議のほどよろしくお願いします。

- ○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。 続きまして、4番をお願いいたします。
- ○7番(田端末雄君) 農業委員7番、田端です。4番の案件について説明します。 申請内容は所有権移転です。家族経営で同居している子から父へ一括贈与するも のです。これは昨年、令和4年7月に父から子へ一括贈与許可申請したものですが、 今年、令和5年3月に相続時精算課税制度を選択してですね、税務署に申告しまし たが、税務署は贈与税の申告として受け付けされていたために、贈与税が課せられ たということで、この解決策として、元に戻せば贈与税は納付しなくてよいと言わ れ、申請人の要望を受けて今回の申請となったということです。この申請について

はですね、問題ないと思いますが、一括贈与の際の税務関係についてですね、事務 局より補足説明をお願いしたいと思います。以上です。

- ○議長(下川 安君) では事務局のほうから説明をお願いいたします。
- ○事務局次長(西山美和君) 事務局、西山です。贈与税猶予制度のあらましと相続精算課税制度というA3の用紙をお配りしていると思うんですが、通常ですね、農業を経営する人が一括贈与を受けた場合は、どちらか贈与税猶予制度か相続時精算課税制度を選択されるわけなんですけれども、今回申告された際に贈与税猶予制度を選択された、相続精算課税制度を選択されたつもりで申告に行かれましたが、それを税務署の手違いで、この制度で申告はされずに、通常の贈与税の申告として税務署が受け付けられて、その際、農地の贈与税猶予のための贈与税猶予に関する適格者証明書などの添付書類がなかったために、通常の贈与税の申告として処理された次第なんですね。先ほど田端委員からも説明があったとおり、この解決策として、元に戻してくださいということで今回申請があった次第です。以上です。
- ○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。 続きまして、5番をお願いいたします。
- **〇12番(西本賢二郎君)** 農業委員12番、西本です。5番の案件について説明いたします。

申請農地は労力不足の譲渡人から規模拡大する譲受人への売買希望の農地です。 譲渡人の労力不足により、農業者の譲受人への売買するものです。426㎡です。 譲受人は農機具等を所有されており、許可相当と思います。

御審議のほどよろしくお願いします。

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。

3条申請につきまして、1番から5番まで委員の説明が終わりましたけれども、 皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(下川 安君) なければ採決に移りたいと思います。

議第18号農地法第3条の規定による許可申請5件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、 議第18号、受付番号1番から5番につきましては、許可することに決定いたしま した。

ここで議第18号受付番号6番の審議に入ります前に、議事参与の制限規定により、髙島委員の退室を求めます。

- ○議長(下川 安君) 髙島委員が退室されましたので、審議を行いたいと思います。 それでは、事務局より6番の説明をお願いいたします。
- ○事務局長(二階堂正一郎君) 6番、横島町の申請人で、横島町の田385㎡を甥へ贈与するものです。6番の案件につきましても農地法第3条第2号各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないことから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

- ○議長(下川 安君) 事務局の説明が終わりましたので、委員の説明をよろしくお願いいたします。
- **〇推16番(園田勝義君)** 推進委員16番、園田です。6番の案件について説明します。

譲渡人、叔母から甥に贈与するものであり、何ら問題ないと思いますので、審議 のほうよろしくお願いいたします。以上です。

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。

3条申請、受付番号6番につきまして、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(下川 安君) なければ採決に移りたいと思います。

議第18号農地法第3条の規定による許可申請6番につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をよろしくお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、 議第18号、受付番号6番につきましては、許可することに決定いたしました。 採決が終わりましたので、髙島委員の入室を認めます。

一 16番 髙島 尚君 入室 一

○議長(下川 安君) 髙島委員が入室されましたので、引き続き審議を行います。

次に、議第19号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたしま す。件数は1件です。

事務局より説明をお願いします。

O事務局長(二階堂正一郎君) 4ページをお願いいたします。

議第19号農地法第4条の規定による農地の許可申請について。農地法第4条第 1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和 5年5月8日提出、玉名市農業委員会会長、下川安。

1番、申請物件が築地の田9.7㎡で、転用目的は道路での申請です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。次の議第20号1番と関連しております。

以上1件、9.7㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごと に適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しており ます。

去る4月27日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

- ○議長(下川 安君) はい、事務局の説明が終わりましたので、委員の説明のをよろしくお願いいたします。
- ○3番(村上孝夫君) 農業委員3番、村上です。1番の案件について説明します。 申請地は青果市場の前にあります。転用面積は9.70㎡です。目的は進入路です。

調査した結果問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。

委員の説明が終わりましたけれども、皆さんから御意見、御質問はございません でしょうか。

(なしの声)

○議長(下川 安君) なければ採決に移りたいと思います。

議第19号農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしくお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、 議第19号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第20号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたしま す。件数は6件です。

それでは、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○事務局長(二階堂正一郎君) 5ページをお願いいたします。

議第20号農地法第5条の規定による農地の許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和5年5月8日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が築地の田54㎡で、転用目的は道路です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。先ほどの議題

19号1番と関連しております。

2番、申請物件が山田の畑1,340㎡で、転用目的は貸駐車場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が片諏訪の畑33㎡外1筆、計705㎡で、転用目的は資材置場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6ページをお願いいたします。

4番、申請物件が岱明町の畑165㎡外1筆、計860㎡で、転用目的は資材置場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

5番、申請物件が岱明町の畑276㎡で転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

6番、申請物件が天水町の畑1,066㎡で、転用目的は倉庫及び資材置場です。 農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と 判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上6件、計4,301㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る4月27日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(下川 安君) はい、事務局の説明が終わりましたので、委員の説明をよろしくお願いいたします。連続して説明される場合はよろしくお願いします。 それでは、1番、2番は同じ委員みたいなのでよろしくお願いします。

○3番(村上孝夫君) 農業委員3番、村上です。1番の案件について説明します。

申請地は青果市場前です。転用面積は54 ㎡と先ほど説明した9 ㎡ 70 をたして63 ㎡と70 です。転用目的は田への進入路です。万が一被害が生じた場合、申請人が対応するとのことでした。

以上、調査した結果、問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願いします。 続きまして、2番の案件について説明します。

申請地は糠峯にある衣料品店横になります。転用面積は1,340㎡、転用目的は駐車場です。車28台駐車予定です。山砂を敷き込んで転圧し整地するそうです。 給排水はなしです。万が一被害が生じた場合、申請人が対応するとのことでした。

以上、調査した結果、問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願いします。

〇議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。

続きまして、3番をお願いいたします。

○7番(田端末雄君) 農業委員7番、田端です。3番の案件について説明します。

申請地は伊倉小学校より南へ100mぐらい下ったところです。周辺は宅地で、第2種農地の畑705㎡です。譲渡人と譲受人は親戚関係で贈与になります。譲受人は電気工事業を行っており、玉名市内での仕事が多く、本件のこの申請地を資材の保管場所として利用するため、転用許可申請をするものです。盛土もせず給排水計画もなく、生活雑排水もなしで、雨水は自然浸透です。

現地調査をした結果、特に問題はないと思いますが、審議のほどよろしくお願い します。以上です。

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。

続きまして、4番、5番につきましては同じ委員なのでよろしくお願いいたします。

〇推12番(高本昌揮君) 推進委員番号12番、高本です。4番の案件について御説明いたします。

場所は岱明町高道、860㎡の農地の転用です。目的は資材置場で、場所は高道小学校から北西に500mほど行ったところにあります。目的は資材置場で、事業計画者は、解体業者で、会社の資材置場が不足しているため探していたところ、本件土地が所有者の合意を得たので取得をすることになったというところです。給排水はなしで、雨水のみの自然浸透とするということで、東側は排水路があり、北側はブロックがありますが、ちょっと土砂が流れ込んでいるようなところがありますが、万が一被害が発生した場合は、責任を持って対応するそうです。

調査の結果、何ら問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いします。 続きまして、5番の案件について説明いたします。

この土地も4番の案件の隣の土地です。276㎡で、目的はそこに個人住宅の建設です。ここは東側はブロックの排水路があり、南側をブロックがあり、西側と北側は先ほども申したように土砂で固めてあるような感じですので、万が一被害が発生した場合は、責任を持って対応されるということで、南側ブロックはやり変えてきれいなブロックをされるそうです。給水方法は玉名市の上水道を利用して給水するそうで、排水・雨水については、雨水用桝を設置して道路側側溝へ流入し、生活排水については公共下水道に流入させるそうです。これも万が一被害が発生した場合には、責任を持って対応されます。

以上、調査した結果、何ら問題はないと思います。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。

続きまして、6番をお願いします。

〇19番(丸山和則君) 農業委員19番、丸山です。6番の案件について御説明します。

6番の案件は譲受人の自宅が手狭になったために譲り受け、倉庫及び資材置場を つくる予定です。場所は温泉施設より約1キロ、八久保集落に位置し、譲受人は熊 本市内に住んでいるため十数年来耕作放棄地状態の農地です。また、工事に関して は周りに迷惑がかからないよう責任を持って譲受人が対処するとのことです。

現地確認後話し合い、問題はないと思います。審議をお願いします。以上です。

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。

5条申請につきまして、委員の説明が終わりましたけれども、皆さんから御意見、 御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(下川 安君) 御意見、御質問がなければ採決に移りたいと思います。

議第20号農地法第5条の規定による許可申請6件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしくお願いします。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、 議第20号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第21号農用地利用集積計画の決定を議題といたします。件数は85件です。

それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局長(二階堂正一郎君) 7ページをお願いいたします。

議第21号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和5年5月8日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

8ページから9ページの総括表、10ページから17ページまでの集計表のとおり玉名市長より報告を求められております。

17ページをお開きください。今回は所有権移転が22件、81,244㎡、利用権設定が63件、183,770㎡、合計85件、265,014㎡の集積です。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

〇議長(下川 安君) 事務局の説明が終わりました。皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(下川 安君) 御意見、御質問がなければ採決に移りたいと思います。

議第21号農用地利用集積計画の決定85件につきまして、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をよろしくお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、 議第21号につきましては、原案どおり決定いたしました。

5. 報告

- ○議長(下川 安君) 次に報告に移ります。報告第13号農地の賃貸借及び使用貸借 解約通知書について、報告第14号許可不要転用届についての22件を事務局より 併せて報告いたします。
- ○事務局長(二階堂正一郎君) 18ページをお願いします。

報告第13号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和5年5月8日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、18ページから 22ページまでの 21件、合計 44, 854 ㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、23ページをお願いいたします。

報告第14号許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。令和5年5月8日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回は1件、農業用施設用地130㎡の届出を受理しております。

以上で報告を終わります。

6. 閉 会

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。

これで本日予定の議案審議と報告が終わりましたので、これをもちまして令和5年第5回の農業委員会総会を閉会いたします。

閉 会 午後2時40分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和5年5月8日

玉名市農業委員会会長 下川 安

農 業 委 員 本田 多美子

農 業 委 員 木村 昌治